

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載取扱要領

栃木市広告掲載要綱（平成２２年栃木市告示第１７号。以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、栃木市の吾一からくり時計モニター（以下「モニターという。」）において掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

１．広告の定義

この要領においてモニター広告とは、民間企業等の広告をする目的で栃木駅構内の吾一からくり時計施設に設置するモニターによって放映される動画又は静止画の広告をいう。

２．広告の範囲

モニター広告により放映できる範囲は、要綱第２条第３項及び広報とちぎ広告掲載仕様書の規定を準用する。

３．広告の掲載方法

- (１) 広告の掲載の順序は、受付順とする。
- (２) 広告の掲載期間は、１月単位とする。ただし、年度を超えて継続して放映することとはできない。
- (３) 広告の掲載期間は、当該期間の初日の午前１０時から始まり、最終日の午後５時に終わるものとする。

４．広告の掲載の資格

モニター広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (１) 市税の滞納がない者
- (２) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続きをしていない者
- (３) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者でない者

５．広告の掲載の申込

広告主は、掲載を希望する月の前月末までに、栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

６．広告の掲載の決定

市長は、前条の申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、その結果を栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載決定通知書（様式第２号）により、広告主に通知するものとする。

7. 広告の掲載料

広告の掲載料は、1 か月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 市内に住所又は事務所若しくは事業所等を有する者 1 枠 5, 0 0 0 円
- (2) 前号以外の者 1 枠 1 0, 0 0 0 円

8. 広告の掲載料の納入

広告主は、市が定める期限までに市の発行する納付書により、広告掲載料を納入するものとする。

9. 広告の提出

掲載の決定を受けた広告主は、広告データを市が指定する規格により作成し、市が指定する期日までに市が指定する方法により提出するものとする。

11. 広告の掲載内容の変更

広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 0 日前までに栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載変更申請書（様式 3 号）により、変更するデータを添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

12. 広告の掲載期間の延長

広告の掲載期間内に、市が広告を掲載できなかったときは、その日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間の延長は行わないものとする。

- (1) 広告を掲載できなかった日数が 1 日未満のとき。
- (2) 広告の性質上、掲載期間を延長することが適当でないと市長が認めるとき。

13. 広告の掲載料の返還

既に納入されている広告の掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰することが出来ない理由により広告の掲載ができなかったときは、既に納入されている額のうち掲載を取り消した翌月以降分の額を返還するものとする。

14. 広告の掲載の取り消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消し、栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載取消通知書（様式第 4 号）により広告主へ通知するものとする。

- (1) 広告主が指定期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告の掲載内容に虚偽があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載上支障があると認めるとき。

15. 広告の掲載の取り下げ

広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載取下げ申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。ただし、広告の掲載を取り下げた場合は、既に納入されている広告の掲載料は返還しない。

様式第 1 号

年 月 日

栃木市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載申込書

栃木市吾一からくり時計モニターに次の通り広告を掲載したいので、広告データを添えて申し込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 月）	
広告種別	静止画 ・ 動画 （該当するものに○）	
放映方式	15 秒×2 回 ・ 30 秒×1 回 （該当するものに○）	
広告の概要		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
その他		

様式第2号

年 月 日

様

栃木市長

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 掲載します ・ ☐ 掲載しません
掲載期間	年 月から 年 月まで（ 月）
放映方式	秒 × 回
広告掲載料	円（ 円× 月）
その他	

様式第 3 号

年 月 日

栃木市長

住 所
団 体 名
代表者名

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載内容等変更申請書

栃木市吾一からくり時計モニター広告の掲載内容を変更したいので、変更後の広告データを添えて、次のとおり申請します。

変更日	年 月 日から変更
変更内容の概要	
変更理由	

様式第 4 号

年 月 日

様

栃木市長

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載取消通知書

栃木市吾一からくり時計モニター広告の掲載について、次のとおり取り消したので通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	
掲載料	

様式第 5 号

年 月 日

栃木市長

住 所
団 体 名
代表者名

栃木市吾一からくり時計モニター広告掲載取下げ申出書

栃木市吾一からくり時計モニター広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し上げます。

取下げ年月日	年 月 日
取下げ理由	